

事 務 連 絡
平成25年 7 月 5 日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

新たに設定された組織拡張器及び人工乳房の
施設基準に係る届出の取扱いについて

組織拡張器及び人工乳房（以下「当該材料」という。）については、「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成25年 6 月27日保医発0627第 2 号）別添 2 において新たに施設基準を設けたところです。

今般、新たに施設基準の届出を行った場合等の取扱いについては、下記のとおりとするので、保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようご協力をお願いいたします。

記

- 1 当該材料を用いる場合の施設基準の届出については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成24年 3 月 5 日保医発0305第 5 号）Ⅰの 3 の（69-2）又は（98）によること。
- 2 当該材料を用いる場合の施設基準の届出については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年 3 月 5 日保医発0305第 3 号）第 2 の 7 の規定にかかわらず、届出書の提出があった場合には、速やかに要件審査をし、届出の受理がなされたものについては、受理日より算定することができるものとする。
- 3 今回新たに施設基準を設けた当該材料を用いる場合の施設基準に係る届出の受理番号については、次のとおりとするので、届出の提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。

なお、当該受理番号については、各厚生(支)局における取扱いの実情を踏まえ、当分の間、各厚生(支)局ごと又は各事務所ごとに書面等にて管理することも差し支えない。

(1) 組織拡張器

- ・一次再建の場合 「(皮拡一次) 第 号」
- ・二次再建の場合 「(皮拡二次) 第 号」

(2) 人工乳房

- ・一次一期的再建の場合 「(乳房一期) 第 号」
- ・一次二期的再建及び二次再建の場合 「(乳房二期) 第 号」